

金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令案要綱

金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）の施行に伴い、経営強化計画の記載事項、資本増強を行う決定に係る要件の内容その他の事項を定めるため、次によりこの政令を定めることとする。

一．総則

1 定義

この政令における用語について、所要の定義規定を設けることとする。（第1条関係）

2 劣後特約付社債

劣後特約付社債の性質として、担保が付されていないかつ、償還が行われない期間が発行時から5年を超えることを規定することとする。（第2条関係）

3 劣後特約付金銭消費貸借

劣後特約付金銭消費貸借の性質として、担保が付されていないかつ、元本の弁済が行われない期間が契約時から5年を超えることを規定することとする。（第3条関係）

二．金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

1 経営強化計画の記載事項

経営強化計画の政令で定める記載事項として、次に掲げる事項を規定することとする。

利益の処分（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の利益の処分を含む。）又は剰余金の処分の方針

財務内容（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の財務内容を含む。）の健全性及び業務（経営強化計画を連名で提出する銀行持株会社等の業務を含む。）の健全かつ適切な運営の確保のための方策（第4条関係）

2 金融機関等の存続が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合

主務大臣が法第5条第1項の規定による決定をする要件である金融機関等の存続が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合として、次の及びに掲げる金融機関等（銀行持株会社等を除く。以下二．において同じ。）の区分に応じそれぞれ及びに定める場合を規定することとする。

協同組織金融機関以外の金融機関等 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

当該金融機関等が主として業務を行っている地域における信用供与の状況に照らして、当該地域の経済に相当の寄与をしていることその他の金融機関等による金融機能の代替が困難であると認められる金融機関等であること。

当該金融機関等が法第3条第1項の申込みをしたときは、当該金融機関等に対して、当該申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の株式等の引受け等（当該申込みに係るものを除く。）であって当該金融機関等の自己資本の充実の状況に応じ適切なものが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。

当該金融機関等に係る銀行持株会社等が法3条第2項の申込みをしたときは、当該金融機関等に対して、当該株式の引受けの額に照らして相当程度の株式等の引受け等（当該申込みに係る株式の引受けを受けて当該銀行持株会社等が当該金融機関等に対して行うものを除く。）であって当該金融機関等の自己資本の充実の状況に応じ適切なものが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。

協同組織金融機関 次に掲げる要件のすべてに該当する場合

当該金融機関等が主として業務を行っている地域に密着した事業の展開を図っていると認められる協同組織金融機関として主務省令で定める基準に適合するものであること。

当該金融機関等に対する会員又は組合員による出資の引受けが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。

当該金融機関等に対して、法第3条第1項の申込みに係る株式等の引受け等の額に照らして相当程度の地方公共団体、協同組織中央金融機関その他の者（会員又は組合員を除く。）による優先出資の引受け又は劣後特約付金銭消費貸借による貸付け（当該申込みに係るものを除く。）であって当該金融機関等の自己資本の充実の状況に応じ適切なものが、最近において行われており、又は行われることが確実であると認められること。

（第5条関係）

3 法第5条第1項の規定による決定に係る経営基盤の安定のために必要な措置

主務大臣が法第5条第1項の規定による決定をする要件として金融機関等が講じていることが求められる経営基盤の安定のために必要な措置として、産業活力再生特別措置法第2条第2項に規定する事業再構築（主務省令で定めるものに限る。以下「事業再構築」という。）を規定することとする。

（第6条関係）

4 協定銀行が取得する株式等又は貸付債権の処分等が困難と認められる場合

法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合として、次に掲げる場合を規定することとする。

法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は貸付債権がその内容に照らして譲渡その他の処分を行うことが著しく困難なものであることその他の事由により、協定銀行が当該株式等又は貸付債権につき譲渡その他の処分を円滑に実施できる見込みがない場合

法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行う金融機関等又は銀行持株会社等が、当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は当該決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する貸付債権に係る借入金につき、利益をもってする消却、償還又は返済に対応することができる財源をおおむね15年以内に確保できる見込みがない場合

（第7条関係）

5 優先出資の発行による登記の変更

金融機関等が法第5条第1項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における登記の申請書には、当該決定に従った優先出資の発行であることを証する書面を添付しなければならないこととする。

（第8条関係）

6 取得株式等の定義

法第5条第1項の規定による決定に係る取得株式等の定義は、次に掲げる株式等とする。

法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより引き受けた株式等

法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う株式交換又は株式移転により当該金融機関等又は銀行持株会社等の完全親会社となった会社から協定銀行が割当てを受けた株式

法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等又は銀行持株会社等が行う合併又は会社の分割により当該金融機関等又は銀行持株会社等の営業又は事業の全部又は一部を承継する他の法人から協定銀行が割当てを受けた株式等

、及び により取得株式等に該当する株式等の発行者である法人が行う株式交換若しくは株式移転により当該法人の完全親会社となった会社又は当該法人が行う合併若しくは会社の分割により当該法人の営業若しくは事業の全部若しくは一部を承継する他の法人から協定銀行が割当てを受けた株式等

（第9条関係）

7 合併等の認可の要件

法第5条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等が行う合併等の認可に係る政令で定める要件として、合併等により協定銀

行が割当てを受ける株式の種類が当該合併等の前において協定銀行が保有する取得株式等である株式の種類と同一のものと認められることとすることを規定する等、所要の規定を設けることとする。
(第10条、第11条関係)

三．金融組織再編成を行う金融機関等に対する資本の増強に関する特別措置

1 経営強化計画の記載事項

金融組織再編成に係る経営強化計画の政令で定める記載事項として、次に掲げる事項等を規定することとする。

経営強化計画の実施に伴う労務に関する事項

当該金融機関等又は当該金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が法第15条第1項又は第2項の申込みをするときは、次に掲げる事項

利益の処分(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の利益の処分を含む。)又は剰余金の処分の方針

財務内容(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の財務内容を含む。)の健全性及び業務(経営強化計画を連名で提出する組織再編成銀行持株会社等の業務を含む。)の健全かつ適切な運営の確保のための方策
(第12条、第13条関係)

2 金融機関等の存続又は金融組織再編成が地域の経済にとって不可欠であると認められる場合

主務大臣が法第17条第1項の規定による決定をする要件である金融機関等の存続又は金融組織再編成が主として業務を行っている地域の経済にとって不可欠であると認められる場合について、二.2と同様の規定を設けることとする。
(第14条関係)

3 法第17条第1項の規定による決定に係る経営基盤の安定のために必要な措置

主務大臣が法第17条第1項の規定による決定をする要件として金融機関等が講じていることが求められる経営基盤の安定のために必要な措置について、二.3と同様の規定を設けることとする。
(第15条関係)

4 協定銀行が取得する株式等又は貸付債権の処分等が困難と認められる場合

法第17条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより取得する株式等又は貸付債権につき、その処分をし、又は利益をもってする消却、償還若しくは返済を受けることが困難であると認められる場合について、二.4と同様の規定を設けることとする。
(第16条関係)

5 優先出資の発行による登記の変更

金融機関等が法第17条第1項の規定による決定に従った優先出資の発行による変更の登記を行う場合における登記の申請書について、二.5と同様の規定を設けることとする。
(第17条関係)

6 金融組織再編成に係る取得株式等の定義

金融組織再編成に係る取得株式等の定義について、二.6と同様の規定を設けることとする。
(第22条関係)

7 その他

法第19条第1項による経営強化計画の変更の承認及び法第17条第1項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行った金融機関等が行う合併等の認可に係る政令で定める要件について、それぞれ2～5及び二.7と同様の規定を設ける等、所要の規定を設けることとする。
(第18条～第21条、第23条、第24条関係)

四．協同組織中央金融機関による協同組織金融機関に対する資本増強に関する特別措置

1 信託受益権等

信託受益権等の要件として、金銭の分配及び償還、利益の配当、消却及び残余財産の分配又は利息の支払い及び元本の償還に関し他の信託の受益権、優先出資又は特定社債より優先するものであること等を規定することとする。 (第25条関係)

2 協同組織金融機関が提出する経営強化計画の記載事項

協同組織金融機関が協同組織中央金融機関に提出する経営強化計画の政令に定める記載事項について、二．1及び三．1と同様の規定を設けることとする。 (第26条～第28条関係)

3 経営強化指導計画の記載事項

経営強化指導計画の政令で定める記載事項として、買取りに係る信託受益権等に係る取得優先出資等に係る他の信託の受益権等であって経営強化指導計画を提出する協同組織中央金融機関が保有するものの額及びその内容を規定することとする。 (第29条関係)

4 信託受益権等の処分等が困難と認められる場合

協定銀行が取得する信託受益権等につき、その処分をし、又は消却若しくは償還を受けることが困難と認められる場合について、二．4と同様の規定を設けることとする。 (第30条関係)

五．預金保険機構の業務の特例等

1 協定銀行に生じた損失及び利益の額等

協定の定めによる業務の実施により協定銀行に生じた損失及び利益に相当する額に関する計算方法を規定する等、所要の規定を設けることとする。 (第31条、第32条関係)

2 金融機能強化業務に係る借入金及び債券発行の限度額

金融機能強化業務に係る預金保険機構の借入金及び債券発行の限度額は、2兆円とする。 (第33条関係)

3 金融機能強化業務の終了の日

預金保険機構の金融機能強化業務の終了の日は、協定銀行が取得株式等、取得貸付債権及び取得信託受益権等の全部につき、その処分に係る対価を受領し、又はその返済等を受けた日の属する事業年度の終了の日から6月を経過した日とする。 (第34条関係)

六 金融機能強化審査会

金融機能強化審査会の事務が終了する日は、協定銀行が取得株式等、取得貸付債権及び取得信託受益権等の全部につき、その処分に係る対価を受領し、又は返済等を受けた日の属する事業年度の終了の日から6月を経過した日とする。 (第35条関係)

七 雑則

1 内閣総理大臣から金融庁長官へ委任される権限から除かれる権限として法第5条第1項、第17条第1項及び第28条第1項の規定による決定等を規定することとする。 (第38条関係)

2 その他所要の規定を設けることとする。 (第36条、第37条、第39条関係)

八 施行期日

この政令は、法の施行の日(平成16年8月1日)から施行することとする。